

武雄市景観計画

佐賀県武雄市

告示日 平成20年6月2日
施行日 平成20年7月1日

目次

第1章 景観計画について	・・・P 2
1. 景観計画の目的	
2. 位置づけ	
3. 景観計画期間	
4. 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号関連）	
5. 景観計画重点区域	
第2章 景観づくりにあたって	・・・P 4
1. 景観とは？	
2. 美しい景観と優れた景観とは？	
3. 景観のとらえ方	
4. 景観づくりを進めると	
5. 景観づくりを進めるには	
第3章 武雄市の景観の特性と課題	・・・P 6
1. 自然的景観	
2. 歴史・文化的景観	
3. まち並み景観	
4. 建築物・工作物の景観	
第4章 景観づくりの基本理念・基本目標	・・・P 1 2
1. 基本理念	
2. 基本目標	
第5章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号関連）	・・・P 1 3
類型別の方針	
景観づくり行動方針	
第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号関連）	・・・P 1 8
1. 景観計画の遵守	
2. 届出対象行為	
3. 届出対象行為に係る基準	
第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関連）	・・・P 2 2
1. 景観重要建造物の指定の方針	
2. 景観重要樹木の指定の方針	
第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	・・・P 2 3
1. 基本事項	（景観法第8条第2項第5号関連）
2. 行為の制限に関する事項	
第9章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口及び八関連）	・・・P 2 4
1. 景観重要公共施設の整備に関する方針	
2. 道路法第32条第1項（道路占用）の許可の基準	
第10章 景観計画重点区域	・・・P 2 5
1. 景観計画重点区域の範囲	
2. 景観計画重点区域	
第11章 景観づくりの実現化方策	・・・P 2 8
1. 市・市民・事業者の責務	
2. 推進方策	
3. 推進体制	
資 料	・・・P 3 0
1. 武雄市の現況	
2. 武雄市の文化財	
3. 長崎街道	
4. 景観計画重点区域図	
5. 武雄市景観計画策定経過	
6. 武雄のがばい景観を考える会委員名簿	

第1章 景観計画について

1. 景観計画の目的

武雄市は、緑豊かな自然環境に恵まれた生活都市として、また、古くから歴史に培われた落ち着いた文化都市として発展してきました。

近年は、心の豊かさや精神的なゆとりが一層重視されるようになり、都市空間についても潤いやゆとりのある魅力的な景観づくりが求められています。

これからは、まちの個性や特性を生かしながら、魅力的な景観づくりを進め、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

武雄市として、景観づくりにおけるビジョンを明確にし、さまざまな施策を景観の観点から総合的に展開していく必要があります。

また、市民や事業者も美しい景観づくりを意識し、日々の取り組みや活動の中で、その実現に努めることが求められます。

本市における景観づくりの考え方を明らかにし、その実現に向けて市民・事業者と行政が協働して「武雄市の景観づくり」を総合的かつ計画的に取り組み、優れた景観を次世代に引き継ぐための指針とするものです。

2. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく法定計画で、武雄市総合計画（平成19年度～平成28年度）に即し、良好な景観形成に関する必要な方策を示したものとして位置づけるものです。

なお、良好な景観の形成を推進していくため、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法など関連する法律や都市計画マスタープラン、環境基本計画などの行政計画と連携を図り、市民、事業者の方々の参画と協力を得て、地球環境に配慮した景観づくりを推進します。

3. 景観計画の期間

この景観計画は、平成20年度を初年度とし、平成28年度を目標年次とします。

なお、本計画は、日々変遷する時代に対応していくため、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、柔軟に変更、修正を行います。

4．景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号関連）

武雄市には、歴史と自然に彩られた個性と魅力ある景観が、市内の随所に存在し、これらが武雄らしい景観を形成しています。これらは、すべて大切に守り伝えられるべき景観であるとともに、今後、これらの景観を拠点として、周辺地域と一体的に景観の保全・形成していくことが求められます。

そこで、本計画の計画区域は、武雄市全域とし、景観の基本的なあり方を定めるものとします。



5．景観計画重点区域の指定方針

景観計画の区域内で、武雄市の貴重な景観として、特に保全・形成の必要がある区域を景観計画重点区域とし、良好な景観形成に向けた方針を定め重点的に景観の形成に向けた取り組みを行います。

景観計画重点区域の指定方針は次のとおりです。

- 水と緑が香る豊かな自然景観の保全・形成を必要とする区域
- 先人より引き継がれてきた、歴史・文化的景観の保全・形成を目指す区域
- 魅力・賑わい・活力のあるまち並み景観を目指す区域
- 住民が一体となって、誇れるような地区（ふるさと）の景観を目指す区域
- ～ に掲げるもののほか、良好な景観の形成を目指す区域

第2章 景観づくりにあたって

1. 景観とは？

景観とは、山、川、季節などの自然的要素や道路、公園、建築物などの人工的要素により構成される眺めや対象（風景）のことですが、景観は目に見えるものだけでなく、音や光、香りなど感じるものも含み、地域の歴史や文化、人々の営みなどの重なり合いを感じ取ることができる眺めであるといえます。

私たちを取り巻く身近な景観を考えていくことは、まちのすべてを考えることに通じます。

2. 美しい景観と優れた景観とは？

美しい景観とは、歴史、伝統、風土といった地域の個性を生かすという視点が入っている景色、若しくは、周辺環境と調和し全体としての美しさ（統一性）があることが条件となります。

優れた景観とは、もともと存在するものではなく、人々が営む生活の場所いわば暮らしそのものが時間をかけて自然につくりあげられた長い歴史が評価されたものです。

つまり、美しく、優れた景観とは、美しく優れたと感じ得る“絵になるような風景”だといえます。

3. 景観のとらえ方

景観は、見る位置や方向、距離などの違いによって、様々な見え方がするものです。それは、身近な生活の場であったり、少し離れて見るまちであったり、屋上や遠くから眺めるまち並みであったりと近景、中景、遠景の3つに区分されます。

これらは、まち全体として連続しており、景観づくりを進めるためには、その連続性や調和を保つことが大切です。

4. 景観づくりを進めると

景観づくりとは、住み心地のよい快適でうるおいのあるまちを目指して、私たち一人ひとりが良好な景観の形成に努めることです。

新しい建物や公共施設を建設することと思いがちですが、すでにある地域の大切なものを守り、育てることが重要となることが多くあります。

- ・地域の歴史や文化、風土に根ざした良好な景観は、そこに暮らす人々にゆとりと潤いを与え生活を豊かにします。
- ・個性豊かで魅力あふれるまちは、住む人々の愛着や誇りが生まれ、訪れる人々の関心を集め、そこからさまざまな交流が生まれます。
- ・美しい景観は、現在及び将来にわたり地域のかげがえのない共有財産であり、土地の経済的な価値を高めることにも貢献します。

5．景観づくりを進めるには

美しい景観づくりには、長い時間や努力が必要ですが、私たちみんなが景観についての意識を高め、まち全体をよくしていく取り組みを永続的に進めることが大切です。

私たちのまちを理解しよう

まちの景観は、自然の地形、あるいは緑や水辺を背景として人々が建物や道路をつくり、生活を積み重ねることによって育まれたものです。そのため、景観づくりは、まちの歴史や文化、特性を理解することが大変重要となります。

景観づくりは私たちの手で

景観づくりは私たち一人ひとりが主役です。まちの景観は、私たちのささやかな気配りや暮らしのマナーで支えることによって大きく向上することから、市民、事業者、行政が協働し、それぞれの役割に応じて、できることから取り組むことが大切です。

一つひとつはささやかでも、みんなの取り組みが集まることで「まちづくり」となって、魅力ある武雄市が築かれていきます。

子どもたちのために

私たちの創り出した美しい景観は、そこに生活するみんなの共有財産です。

子どもたちが成長し大きくなったときに、育ったまちを誇りに思い、次の世代に引き継いでいく、という景観づくりを進めていくことが大切です。

次世代を担う子どもたちがいきいきと心豊かに育ち、動物や植物などあらゆる生き物にとっても棲みよい景観づくりを進めていくことは、私たちの務めです。

第3章 武雄市の景観の特性と課題

自然的条件、社会的条件や景観の現況をもとに、武雄市の景観を類型別に分類し特性と課題を整理します。

自然的景観・・・・・・・・山並み景観 / 水辺の景観 / 田園景観
歴史・文化的景観・・・・・・・・歴史・文化的景観 / 旧街道の景観
まち並み景観・・・・・・・・中心市街地の景観 / 道路・沿道の景観 / まちの玄関の景観 / 公園・緑地の景観
建築物・工作物の景観・・・・住宅地の景観 / 工業地の景観 / 公共施設・工作物の景観

1. 自然的景観

(1) 山並み景観

長崎自動車道武雄北方インターを降り武雄の市街地方面に向かうと目前に3つの峰から構成される御船山が眺望できます。周辺には歴史的なものが多く残されており古くから市民に親しまれています。

また、武雄市の西端に位置する黒髪山は、県内で最も古い県立自然公園で、古来より霊場として知られています。頂上に露出している天童岩や青螺山の南麓との間にそびえ立つ雄岩・雌岩などの巨岩がそびえ、迫り来るような景観を楽しむことができます。

北西部は、武雄市の最高峰である八幡岳や眉山が、南部は、日本三大歌垣の跡として知られた杵島山、南西部は神六山、北東部は徳連岳がそびえ、武雄市の周囲を囲んでいます。

近年、高層建築物の建設や無秩序、無制限に表示される屋外広告物により山々を望む眺望が阻害されています。

さらに、山並みの眺望が開けている場所においても、山麓部では宅地化が進行し、緑豊かで自然的な景観が、人工的な景観にとって変わりつつあります。

緑豊かな山並みは武雄らしさを創出させる大切な景観構成要素となっていることから、その適切な保全是重要な課題です。

特性

- ・市街地よりまちを囲む緑豊かな山々を眺望することができる。
- ・御船山、黒髪山、八幡岳などは各地域のシンボルとなっている。
- ・山地から続く丘陵地のみどりは、身近なみどりの空間として、また、市街地のまとまりを示す境界として重要な景観要素となっている。
- ・黒髪山は、佐賀県最初の県立自然公園として指定され、豊かな動植物の宝庫である。

課題

- ・眺望景観を阻害している要因の規制誘導。
- ・緑豊かな自然的な景観の保全。

(2) 水辺の景観

武雄市の河川は、南西から北東へ流れる六角川と北流する松浦川の2つの一級河川とその支流、二級河川塩田川の支流・小田志川からなっています。2つの一級河川の源流の山である神六山は海拔447メートルの高さしかなく、流域の保水力が大きいとは言えません。そのような状況の中で、昔から生活用水や農業用水の確保に苦労してきた歴史があり、そのため殆どの谷に農業用ため池などを造成、その数は市内600ヶ所に及んでいます。

一方、下流域の穀倉地帯は低平地で、低平地河川特有の内水被害に長い間悩まされてきました。その決して恵まれているとは言えない自然条件の中で、三方瀧の水システム(橘町の大日堰や生見の石井樋など)や北方町の永池ため池など、現代河川工学も及ばないような河川総合施設(治水・利水・舟運)が成富兵庫により築造され、この施設は今も活かされています。

さらに石井樋の石材は近接する史跡であるおつぼ山神籠石が使われ、永池のため池の東側には永池古墳が残されています。

このように、貴重な歴史遺産を包含した水と農の相互的景観形成が、かけがえのない武雄市の田園風景をつくっています。

特性

- ・本市の河川は上流域の山地河川、下流域の低平地河川と二つの性格を持ちその景観も異なっている。
- ・本来河川は生活の身近にある自然だが、地形的条件により日常の河川水が十分確保されるとはいえない。
- ・水利用の「ため池」の多さは本市の特長である。

課題

- ・山地河川・低平地河川の特性を活かし、親水性を求めながら自然風景の保存・形成の推進。
- ・ダイナミックな水管理の創出による、日常的な環境維持水としての河川水量の確保。
- ・農業ため池の管理に多様な人々の参加を求め、水質保全・水辺利用・景観保全など地域資源としての総合的活用。

(3) 田園景観

松浦川や六角川など豊かな水源を軸として広がる水田地帯、田畑などを介在する集落地、緑豊かな自然環境など、これらの調和により落ち着いたある田園景観を形成しております。これらは、郊外部を代表する景観資源であり、市民の心に残る眺望景観として保全が望まれています。

しかし米余りや高齢化等を背景として、耕作放棄地の出現や集落周辺部における都市的土地利用への転換などにより、田園景観が変貌しつつあります。

更に、集落機能が低下しており、農村の環境保全活動は農業者だけで実施されております。

このことから、社会経済動向に計画的に対処した田園景観の保全・活用や安定的な経営を図りつつ後継者を育成すること、地域ぐるみによる農村集落の環境保全が必要です。

また、大規模な開発事業は、地域の景観形成に及ぼす影響が大きいことから、事業計画策定の段階から景観に対する配慮や工夫を盛り込んでいく必要があります。

特性

- ・松浦川、六角川などの水源を軸として水田地帯が広がっている。
- ・黒髪山や杵島山などを背景に、田畑などを介在する集落地があり落ち着いたある景観が醸し出されている。

課題

- ・地域ぐるみによる農村集落の環境保全と形成。
- ・安定的な農業経営に向けた後継者の育成。
- ・計画的な土地利用の推進（田畑の保全）。
- ・大規模な開発に対し景観形成に配慮した適切な指導や監督。

2. 歴史的・文化的景観

(1) 歴史・文化的景観

武雄市には、国指定文化財や天然記念物及び重要無形民俗文化財に指定された多くの歴史的建造物などがあります。

特に武雄温泉新館及び楼門は、東京駅や日本銀行を手がけた近代建築学の第一人者、辰野金吾博士（辰野・葛西建築事務所）の設計で、大正4年4月に建築され平成17年7月に国の重要

文化財に指定されました。現在でも「辰野葛西事務所」の判が押された青焼き図面が大切に残され、武雄市を代表する建築物として市民に特別な親しみを持たれています。

また、大正13年に国の天然記念物に指定を受けた川古の大楠は、樹齡三千年以上と推定され全国第5位にランクされています。この大楠は、奈良時代に名僧行基の作と伝えられる観音立像が彫られていました。現在は、大楠公園の整備とともに大楠の側のお堂に安置され、さらに国指定の史跡「おつぼ山神籠石」や県指定の「みやこ遺跡」、「椀島山遺跡」など原始古代の遺跡や古墳、「百間窯跡」などの古窯跡をはじめ、数多くの遺跡が発掘されています。

一方、各地の伝統行事として、春の「武雄温泉春祭」、秋の彼岸には、「武雄の荒踊」（国重要無形民俗文化財）や「かんこ踊」（県重要無形民俗文化財）等が実施されています。各地で引き継がれ、まちに賑わいや彩を添え、地域の文化を感じさせる重要な資源となっております。

このように、先人により築き引き継がれてきた歴史・文化の景観を次世代に継承していくため保存整備事業を推進する必要があります。

特性

- ・武雄温泉新館や楼門など多くの文化財が点在している。
- ・大楠などの古木が多い。
- ・各地区で荒踊や流鏝馬など伝統芸能が継承されている。

課題

- ・歴史的建造物、樹木の保全。
- ・次世代へ継承していくための保存整備事業の推進。

(2) 旧街道の景観

小倉から長崎に至る五十七里の長崎街道は、かつてこの道を多くの有名人が往来しました。武雄を通る長崎街道は、はじめ、嬉野～塩田～橘（現武雄市橘町）～北方の南コースでしたが、河川の度重なる氾濫により通行不能となったため享保2年（1717）以降、嬉野-武雄（塚崎）北方のコースに変更されました。

現在においても前に挙げた両道とも市内随所に当時の面影を残しており、日本で最初の種痘に成功したと云われる中村涼庵の旧宅や、敵が攻めてきたときにその戦力を殺ぐために作られた電光型、鍵型道路など、多くの観光客に人気のスポットとなっています。

しかし、往時の面影を残す歴史文化的な建造物の周辺では、現代風の建物の立地が進み、歴史的なまち並みとしての風情は損なわれている状況にあります。

長い年月をかけて蓄積されてきた歴史文化的な資源に対する理解と、昔ながらの風景を尊重する視点にたった周辺建築物への配慮と歴史的、景観的な特性に考慮した、まち並みの連続性の確保が求められます。

特性

- ・長崎街道の宿場町として栄えた武雄市は、西九州の要所として発展してきた。

課題

- ・長崎街道としてのイメージの希薄化。
- ・歴史的価値がある数少ない建築物の保存と活用。

3. まち並み景観

(1) 中心市街地の景観

行政、事業、商業、文化等の機能が集積する中心市街地は、鉄道からの玄関口である武雄温泉駅を中心に、温泉を核として旧来より発展してきた北部市街地と土地区画整理事業により開発された南部市街地から形成されています。

北部市街地は、武雄温泉楼門を基点に武雄温泉とともにその賑わいのあるまち並みを醸し出してきました。しかし近年、空き店舗の増加などから商業景観の形成が難しくなっており、活性化とあわせた景観整備が必要となっています。

また、一方南部市街地は、昭和40年代以降、土地区画整理事業により道路や公園などの公共施設が整備され、比較的新しい都市的空間が整備されました。国道34号沿いを中心に日常生活に関連する商業施設が立地し、生活拠点としての商業地景観が形成されています。

しかし、違反広告物の氾濫や歩道橋など公共物の壁面への落書き、ゴミのポイ捨てなども市内各所で見受けられ、これら地域の景観を害するものへの適切な対応が求められています。

良好な都市景観の創造・維持には、市街地の大半を占める民有空間の景観向上が重要です。そのためには、適切な規制・誘導とあわせて、都市景観に対する市民・事業者・行政の協働での取り組みや意識の高揚を進めていく必要があります。

特性

- ・武雄市は古くから温泉のまちとして広く内外に知られている。
- ・武雄温泉などの観光地における景観は、武雄市のイメージを代表するものとなっている。
- ・多種多様な広告物や自動販売機、路上駐輪が多く、雑然とした景観となっている。

課題

- ・商店街や駅前など秩序ある魅力的なまち並みへの誘導。
- ・空き店舗対策。
- ・景観を乱す要素の排除。

(2) 道路・沿道の景観

長崎街道の宿場町として栄えた武雄市は、市街地を東西に貫く国道34号、佐世保市方面へのルートである国道35号、市街地を南北に貫く国道498号や長崎自動車道武雄北方インターチェンジ、武雄～佐世保間を結ぶ西九州自動車道などがあり、西九州の交通の要所として発展してきました。

道路は、武雄の骨格となる幹線道路から区画道路まで体系的なネットワークを形成しており、主要な公共空間として景観の形成にかかる大きな要素をなしています。

現在、主な幹線道路の景観は、屋外広告物の設置に関する一定のルールがないこと等から、景観上の混乱を招いています。特に、店舗や飲食店などの立地が進んでいる地域では、自動車利用に対応した派手で大きな看板及び広告物等が乱立し、周辺の景観との調和が損なわれている場所もみられます。

周辺との調和に配慮した意匠形態などに配慮し質の高いまち並みへと誘導するとともに、緑化を促進するなど、道路空間と一体となった景観を創出することが望まれています。

更に、不法駐車、放置自転車の解消やゴミの投げ捨てをしないなど公共空間の利用ルールの遵守がなされるよう公共マナーの向上が求められます。

特性

- ・国道34号、35号、498号や長崎自動車道など西九州の要所として整備されてきた。
- ・近年郊外型店舗の進出が著しく沿道景観に賑やかな印象を与えている。

課題

- ・屋外広告物の規制誘導。
- ・眺望を阻害する電柱や空中線の規制誘導。
- ・緑化の推進。
- ・不法駐車、放置自転車の解消など公共空間の利用ルールの遵守。

(3) まちの玄関の景観

県内外から本市に訪れる人たちに最初に印象を与えるところは、武雄温泉駅をはじめ、武雄北方インターチェンジといった交通拠点があげられます。

武雄温泉駅は、鉄道の玄関口として、観光客はもとより多くの市民が利用してきました。今後、鉄道高架事業に伴い北部地区の区画整理事業や九州新幹線西九州ルートも計画されており新たな景観形成が期待できます。

本市を往来する多くの人々の意識に武雄市の景観を印象づける大きなウェイトを占めているため、まちの玄関として個性的な印象を与え、「武雄の顔」となる景観形成を図ることが求められます。

特性

- ・武雄温泉駅や長崎自動車道武雄北方インターチェンジなど観光都市として多くの観光客が利用している。
- ・武雄温泉駅舎の改築など鉄道高架の整備により新たなまちづくりが期待できる。

課題

- ・もてなしの感じられる賑わいのある景観への誘導。

(4) 公園・緑地の景観

都市公園としては、中央公園や白岩運動公園など12箇所の公園が整備され、緑とオープンスペースを確保するとともに市民の健康及び休養の場として寄与してきました。

また、乳待坊公園や神六山公園、きたがた四季の丘公園など7箇所の公園は、自然のもつ豊かな資源の活用を通じ市民の憩いの場として、スポーツ・レクリエーションの場として活用されています。

これからも安心安全で集える緑あふれる公園として適切な維持管理に努めるとともに、自然環境の保全や観光レクリエーションの場として活用する必要があります。

特性

- ・都市公園として12箇所の公園が整備されている。
- ・乳待坊公園や四季の丘公園など7箇所の公園が、スポーツレクリエーションの場として活用されている。

課題

- ・適切な維持管理。
- ・自然環境の保全。
- ・観光レクリエーションの場としての活用。
- ・身近なみどり空間の創造。

4. 建築物・工作物の景観

(1) 住宅地の景観

武雄市には、JR武雄温泉駅北部地区など比較的古くからの密集した住宅地と、南部地区など計画的に整備されたゆとりのある新興住宅地など市の北部と南部で異なった景観を見せています。

また、一戸建ての住宅や低中層の集合住宅といった居住形態の違うものや、田園に接した住宅地、商業地に近い住宅地、工場と混在した住宅地等立地条件の異なるものなど、様々な住宅地が見られます。宅地内緑化等の推進により、公園や街路樹などとネットワーク化を図り、周辺景観と調和した住み心地のよい住宅地の景観を形成していく必要があります。

特性

- ・古くから密集した住宅地と区画整理事業により整備されたゆとりのある新興住宅地など異なった景観を見せている。

課題

- ・住宅周辺の緑化の推進。
- ・周辺の住宅地に調和するような建築物の形態・意匠の誘導。

(2) 工業地の景観

県営事業により区画された武雄工業団地や豊かな自然環境に恵まれた柳原工業団地が立地し、敷地内の緑化など周辺環境に配慮した景観形成が行われてきております。また、幹線道路沿いには、流通・工業系の施設が立地し、本市の就労の場、生産の場として都市の活力を支える重要な施設として、発展してきました。

工業地は、都市の経済を支える生産活動の場として重要な役割を果たす一方で、敷地の広さ、建物の大きさなどにより景観に与える影響が大きいことから、周囲の緑化や壁面、フェンスをデザインするなど、住宅地との調和を目指すとともに、働く場としての魅力ある景観づくりが必要です。

特性

- ・大規模な工業団地では、敷地内緑化など周辺環境に配慮した取り組みが行われている。
- ・市街地周辺の工業地は、住宅地や商業地と隣接している。

課題

- ・小規模な工業地における緑化の推進。
- ・壁面やフェンスなど周辺景観との調和。
- ・屋外における土石、廃棄物などのたい積物の公共空間から見えない効果的なマスキング。

(3) 公共施設・工作物の景観

市内には、庁舎、市立図書館、武雄市文化会館などの行政サービス施設、集会施設、学校施設などの公共建築物のほか、幹線道路沿いについては、観光案内板や誘導看板などの建造物や工作物が、随所に見られます。

特に、公共建築物については、地域住民の生活と大きな関わりを持っていることから、うるおいとやすらぎに満ちた開放的な施設である必要があります。

武雄市の景観全体を考慮した上でテーマ性のある取り組みを行うことにより地域の建築物などの先導的な役割を果たす必要があります。

特性

- ・公共施設は、各地域の建築物の代表的な景観構成の重要な要素を担っている。
- ・各施策による統一性のない案内看板や啓蒙看板が設置してある。

課題

- ・良好な景観の形成にむけた先導的な取り組み。
- ・案内看板や誘導看板等、既存看板の整理統合。

第4章 景観づくりの基本理念・目標

1. 基本理念

私たちが享受している美しい風景や心和む生活空間は、風土の歴史、文化の表れであり、生活する人々によって創造され、受け継がれてきた市民のかけがえない財産です。

このかけがえない財産を次世代に残していくため、更に質の高い生活空間を創るため、良好な景観づくりの基本理念を次のとおりとします。

**水・緑の美しい風景を守り、歴史と文化を継承し、
もてなしの心あふれるたけおを創造します。**

- ・ た くさんの人々と共に考え共に行動するまちづくり
- ・ け だかい自然を守り活用するまちづくり
- ・ お く深い歴史や文化を重んじ継承するまちづくり

2. 基本目標

(1) 四季の変化を五感で感じる緑のまち たけお・・・自然環境の保全

御船山や黒髪山などの山々や松浦川、六角川などの自然景観を守り、人々が親しみやすく、生物が生息しやすい自然環境の育成に努める。

(2) 歴史と文化を重んじ、風格のあるまち たけお・・・歴史・文化の継承

これまで守り受け継がれてきた歴史や文化資源を継承し生かす景観づくりに努める。

(3) ゆとりあるもてなしの心あふれるまち たけお・・・まちづくり

日々の暮らしの中で接する住宅、商店、工場、公共施設などにおいて、個々の役割や目的を尊重しつつ、地域の成り立ちや環境の特徴に基づき、周辺環境に配慮した景観づくりに努める。

(4) 自ら学び考え、行動するまち たけお・・・ひとづくり

住民参加の機会の拡充や参加の仕組みづくりを推進するとともに、まちづくりを担う人材の育成に努める。

第5章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号関連）

類型別の方針

1. 自然的景観

(1) 山並み景観

基本方針

～自然環境の特性を活かした景観づくり～

武雄市のシンボルとして、市中心部に位置する御船山や武雄市の周囲を取り巻く八幡岳、黒髪山など、景観保全に努めます。

また、人々の生活との関わりの中で、維持・管理されてきた里山の保全・管理強化により、連続性のある森林景観の形成を図ると同時に、レクリエーション林としての活用に努めます。

施策の方向

山を彩る自然林、人工林の適切な維持・管理に努めます。

身近な里山の適切な維持・管理を行います。

開発（掘削や伐採）に対して、指導・監督を行います。

保養地景観として一層の魅力化を図ります。

観光や都市との交流の場として活用していきます。

(2) 水辺の景観

基本方針

～回遊性と親水性に富み生き物にやさしい景観づくり～

河川機能（利水・治水）に支障のない範囲で、動・植物の生息環境としての生態系の保全や市街地・集落・田園・山岳丘陵地等の周辺景観との調和に努めます。

また、周辺の景観特性を活かすとともに親水性の確保に努め、市民に親しまれる水辺の景観形成に努めます。

施策の方向

動・植物の生態系環境を保全します。

安心できる水辺環境を目指して、水質の浄化・保全を行います。

河川堤防等を市民の憩いの場として活用できるよう活用法を検討します。

既存施設の機能を有効活用し、自然体験などへの活用を進めます。

(3) 田園景観

基本方針

～田園を守り育てる景観づくり～

市街地周辺に広がる水田地帯と点在する集落により田園景観は形成され、その背景にある山並みと調和し自然が織り成す四季折々の風景は人の心を惹きつける魅力ある景観をもたらすことから、農地・民家・自然が調和した土地利用の誘導を図り、ふるさとの風景を伝える貴重な景観資源として、田園景観の保全・形成に努めます。

施策の方向

まとまりのある農地の維持・継承を推進します。

営みのある田園景観維持のため農業従事者への指導・育成・支援を行います。

地域ぐるみによる農村集落の環境保全に努めます。
各種計画と開発立地規制等と連携した土地利用の誘導を図ります。

2．歴史・文化的景観

(1) 歴史・文化の景観

基本方針

～培われた歴史、文化を継承し、活かす景観まちづくり～

先人から受け継いだ文化や歴史、温泉、陶芸など地域の文化的資源を核とし、周辺の建築物や工作物については、それらの資源と調和したものとし、歴史や文化を印象づける景観づくりに努めます。

施策の方向

地区に伝わる伝承芸能を次世代に引き継ぎます。

歴史的な景観資源の情報発信を充実し、市民や事業者の認知を高め、保全・継承に対する理解を深めます。

観光振興と連携し、感動とやすらぎのある風景づくりに努めます。

地区のシンボリックな存在として、また景観を構成する要素として、特に重要と認められる建築物や樹木の保存、伸張に努めます。

(2) 旧街道の景観

基本方針

～歴史を探訪できる景観づくり～

建物のスカイラインや色彩、デザインのイメージをそろえるなど、まとまりや連続性に配慮し、本市の歴史文化を表現するまち並みの再生を図ります。

また、残されている土蔵や商家のデザインを尊重し、歴史的・文化的な建造物などと調和する建物の立地を誘導します。

施策の方向

残された建造物のイメージを取り入れた建物の立地誘導を図ります。

旧街道のイメージに配慮した屋外広告物や外灯などの設置に関するルールを定めます。

景観資源としての情報発信を充実させ、市民・事業者の認知を高め、保全・継承に対する理解を深めます。

3．まち並み景観

(1) 中心市街地の景観

基本方針

～魅力あるまちの顔となる景観づくり～

中心市街地の景観は、複数の建築物や工作物、屋外広告物などが一体となって形成されるものです。立地特性や地域性、個々の建物の個性を活かしながらも、屋外広告物の規制誘導や建物の色彩の誘導など秩序ある景観づくりを進め景観の質の向上を図っていきます。

また、大規模な建築物や工作物、開発行為などは景観に与える影響が大きいため、市街地環境の向上につながる景観形成を促進するとともに、都市計画における土地利用施策等と連携を図り、調和とまとまりある中心市街地の景観形成を目指します。

施策の方向

建物の色彩やデザインのイメージをそろえるなど、周辺との関係を意識したまとまりと連続性に配慮した建築物等の立地を誘導します。

無秩序に設置された屋外広告物を屋外広告物法等の関係法令を活用し良好な景観形成に向け規制・誘導を行います。

交通標識や案内看板等のサインの統合化を図ります。

駅前や歩道、まちかどの花壇など、緑化を推進し、市民、事業者、行政が協働して、美しい景観づくりを進めます。

(2) 道路・沿道の景観

基本方針

～美しく魅力的な景観づくり～

道路・沿道景観については、まち並みとしてのまとまりを誘導するとともに、景観要因を整理し、すっきりとした道路景観への改善を図ります。

また、道路や沿道施設の一体的、効果的な緑化を推進し道路・公園・河川敷などの緑化空間と周辺の緑が連携する「緑の回廊」づくりを進めます。

施策の方向

道路の付属物・占用物・屋外広告物の整理・統合を図り、道路景観の向上を目指します。

道路及び沿道施設の一体的、効果的な緑化を進めます。

ユニバーサルデザインによる車道・歩道との一体的な空間の創出に努めます。

公共空間利用ルールの遵守に関する意識啓発を行います。

(3) まちの玄関の景観

基本方針

～もてなしの心漂う景観づくり～

武雄温泉駅や武雄北方 IC の周辺は、武雄市を印象づけ、特徴あるまちの玄関口としての演出を図り、本市のイメージアップに寄与できる景観形成に努めます。

また、地域の誇りとなるよう駅舎や駅前広場は整備し公共公益施設の誘導を推進することにより、新しい生活拠点として、秩序ある便利で魅力あるまちづくりを進めていきます。

施策の方向

武雄の顔、地域の誇りとなるような緑につつまれた駅周辺整備を推進します。

魅力ある都市空間を創出するために都市基盤整備を推進します。

景観を阻害する要素を取り除き良好な景観形成に向けたルールづくりに努めます。

(4) 公園・緑地の景観

基本方針

～緑のネットワーク化とオアシスの創造～

潤いのあるまちの景観の創造を目指して、緑化を推進し道路や街角、住宅地などと一体となった緑化を推進し緑のネットワーク化に努めます。

また、公園緑地の適切な維持管理に努め心安らく身近な「庭：オアシス」のような空間を目指して、区画整理事業などに併せた都市施設（公園）の整備を進めます。

施策の方向

身近な緑空間を確保します。

緑あふれ安心安全な公園として、適切な維持管理を行います。

市民の保養・学習・運動に場として活用できるような豊かな自然環境を創造します。

4．建築物・工作物の景観

(1) 住宅地の景観

基本方針

～緑の中にとけこむ住宅地の景観づくり～

緑豊かで四季の変化が楽しめるうおいある景観づくりを進めるために、戸建て住宅においては生垣化や庭木の植栽に努め、集合住宅においてはオープンスペースの確保と緑化に努めます。

また、大規模開発の施行に関しては必要な基準等を定め無秩序な開発を防止し、適正な開発行為の誘導に努め、開発区域及びその周辺地域における自然及び生活環境の保全に努めます。

施策の方向

ユニバーサルデザインによる住宅地景観形成に努めます。

緑あふれ落ち着いた住宅地の景観を目指します。

市民一人ひとりの景観に対する意識を高めていきます。

(2) 工業地の景観

基本方針

～緑があふれ、ゆとりの感じられる景観づくり～

工業地内においては、空間的なゆとりや緑を確保し、周辺への圧迫感等の軽減を図るとともに、周辺環境との調和に努めます。

また、工業地の緑も市街地内の緑地景観を構成する要素の一つとして、大切に育てていき、緑豊かな武雄市を印象づけていきます。

施策の方向

緑を大切に育て、土地利用の誘導を図り緑豊かな景観づくりを進めます。

敷地内のオープンスペースを確保し、ゆとり空間を創造します。

(3) 公共施設・工作物の景観

基本方針

～先導的役割を果たす景観づくり～

公共の建築物は、緑化等による潤いのある空間デザインの創出と、建築景観の形成により、まち並み景観形成における先導的役割を果たすよう努めます。

施策の方向

屋外広告物の整理・統合を図り、まち並み景観の向上に努めます。

花木や花壇等の身近な緑を育て、積極的な緑化を行います。

ユニバーサルデザインによる景観形成に努めます。

景観づくり行動方針

協働による景観づくり

基本方針

～ 市民・事業者・行政の相互理解と協働による景観づくり ～

行政は、地域住民等が主役となって景観形成に取り組むことができるよう、地域の実情に合った各種の取組みを実施し、意識の高揚を図ります。

また、市民や事業者等は、自らが地域の景観形成を進める主役であることを認識し景観づくり等に対して参画し、市民同士が支え合って、景観形成に積極的に取り組みます。

市民・事業者・行政が、相互を理解し互いに連携し、協働による景観づくりを進めていきます。

施策の方向

自主的な景観づくりに取り組みます。

景観づくり活動の環境づくりに努めます。

住民協定による景観形成の向上に努めます。

第6章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第3号関連)

「良好な景観形成に関する方針」を踏まえ、これを実現するために、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の建築行為等を対象にその行為の制限を定めます。

1. 景観計画の遵守

景観計画区域において、建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為等を行う場合、武雄市景観計画に適合するよう努めなければならない。

ただし、市長が武雄市景観審議会の意見を聴いた上で認めるものについてはこの限りでない。

2. 届出対象行為

規 模	行 為
《建築物》 1 最高の高さが10メートルを超えるもの 2 延べ面積が1000平方メートルを超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等(修繕、模様替又は色彩の変更をいう。以下同じ)でその修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1以上のもの
《工作物》 1 高さが6メートルを超える煙突、排気塔その他これらに類するもの 2 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 3 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの 4 高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの 5 幅員が10メートルを超え、又は延長が20メートルを超える橋りょうその他これらに類するもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1以上のもの
《その他》 1 延べ面積が1000平方メートル以上の土地の区画形質の変更を伴う開発《景観法第16条第1項第3号》 2 延べ面積が1000平方メートル以上の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更《景観法施行令第4条第1項第1号》 3 延べ面積が1000平方メートル以上又は高さ5メートルを超える屋外における土石、廃棄物再生資源その他の物件のたい積で60日を越えて継続するもの《景観法施行令第4条第1項第4号》	